

令和7年度コスメティック関連産業振興促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コスメティック関連事業者等が本市におけるコスメティック関連産業を振興するために行う事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、唐津市補助金等交付規則（平成17年規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コスメティック産業 次に掲げる事業に携わる産業をいう。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する化粧品又は医薬部外品（以下「化粧品等」という。）の製造、販売又は研究開発

イ 化粧品等の原料の製造、販売又は研究開発

ウ 化粧品等の容器その他の関連資材の製造又は販売

エ 健康増進法（平成14年法律第103号）に規定する特別用途食品、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に規定する機能性表示食品又は栄養機能食品（以下「保健機能食品」という。）の製造、販売又は研究開発

オ 保健機能食品の原料の製造、販売又は研究開発

カ 保健機能食品の容器その他の関連資材の製造又は販売

(2) コスメティック関連産業 コスメティック産業及び当該産業に係わる全ての産業（農業、漁業等を含む。）をいう。

(3) コスメティック関連事業者 コスメティック産業を営む法人をいう。

(4) コスメティック商品 化粧品等及び保健機能食品をいう。

(5) コスメティック原料素材 化粧品等及び保健機能食品の原料として使用する農産物等をいう。

(6) 生産者等 市内に住所を有し市内で農産物等を生産する者をいう。

(7) 製造拠点施設等 コスメティック関連事業者が当該事業の用に供する研究開

発機関並びに工場、蒸留所等の施設をいう。

(8) 新設 市内に製造拠点施設等を新たに市内に設置することをいう。

(9) 増設 市内に製造拠点施設等を拡充することをいう。

(10) 立地 市内に製造拠点施設等を新設又は増設することをいう。

(11) 設備機器 立地に伴い取得した償却資産のうち所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号（建物に附属する設備に限る。）、第3号及び第7号又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号（建物に附属する設備に限る。）、第3号及び第7号に該当するものをいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 生産者等

(2) コスメティック関連事業者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 市内でコスメティック原料素材となる農産物等を概ね300平方メートル以上の農地において新規又は拡充して栽培する事業（以下「コスメ原料栽培促進事業」という。）。ただし、前条第1号に掲げる者が行う場合は、コスメティック関連事業者とコスメティック原料素材に関する栽培契約を締結していることを条件とし、同条第1号及び第2号が申請する農地は重複しないこととする。

(2) 市内で栽培されたコスメティック原料素材を使用した商品化事業（以下「コスメ原料商品化促進事業」という。）。ただし、完成した商品が唐津産原料を使用したことがわかるよう明記することを条件とし、補助対象事業者は、市内に本社、本店、支社又は支店となる事業所を有し、かつ、1年以上事業を継続している事業者とする。

(3) コスメティック関連事業者がコスメティック産業に関する製造拠点施設等を

立地するための事業（以下「コスメ製造拠点施設等整備促進事業」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の対象としない。

(1) 他の同種の補助金等の交付を受けている事業

(2) 政治的又は宗教的活動を目的とする事業

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付目的に適合しないと認める事業

（補助対象経費、補助率及び補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額等は、前条第1項第1号に掲げる事業は別表第1、第2号及び第3号に掲げる事業は別表第2のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、また、次の各号に掲げる経費は補助の対象としない。

(1) 公租公課費（消費税相当額及び地方消費税相当額、産業廃棄物税、収入印紙等）

(2) 補助金の交付決定前に発生した経費

(3) 補助対象経費として明確に区分できない経費

（補助金の交付申請）

第6条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書は、第1号様式によるものとする。

2 前項に規定する補助金の申請は、同一年度において1回を限度とする。

（計画変更の申請等）

第7条 規則第9条第1項の補助事業等計画変更申請書は、第2号様式によるものとする。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

(1) 補助対象経費の30パーセント以内の増減で、補助金の額に変更がない場合

(2) 補助目的及び効果に影響を及ぼさない程度の計画の細部を変更する場合

2 市長は、前項の申請があった場合、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は内容を変更することができる。

（実績報告）

第8条 規則第15条第1項の実績報告書は、第3号様式によるものとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了後30日以内又は令和8年3月31日のいずれか早い日までとする。

(関係書類の整備)

第9条 補助対象事業者は、補助対象経費の収支を明らかにした書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(立入調査等)

第10条 市長は、必要と認めるときは、補助対象事業者に対し当該事業に関する新たな報告を求め、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定による報告の聴取、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第25条第1項ただし書に規定する財産処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同省令に定めのない財産については市長が別に定める期間とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年度に行う補助対象事業に適用する。

別表第 1 （第 5 条関係）

事業区分	補助対象事業者	補助金の額等
コスメ原料栽培促進事業	(1) 生産者等 (2) コスメティック関連事業者	圃場整備から定植までを行う場合に栽培面積 1， 0 0 0 m ² 当たり 6 5， 0 0 0 円

別表第 2（第 5 条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率及び補助金の額
コスメ原料商品化促進事業	市場調査、試作・開発及び販路開拓に要する経費とし、詳細は次に掲げる経費とする。 (1) 消耗品費 (2) 印刷製本費 (3) 通信運搬費 (4) 広告料 (5) 手数料 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 原材料費 (9) 器具購入費（概ね 10 万円で、開発に必要な器具類） (10) その他市長が必要と認める経費	補助対象経費に補助率 1 / 3 を乗じて得た額とし、30 万円を限度とする。
コスメ製造拠点施設等整備促進事業	立地及び立地に伴う設備機器の取得に要する経費	補助対象経費に補助率 1 / 3 を乗じて得た額とし、1,000 万円を限度とする。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者

コスメティック関連産業振興促進事業補助金交付申請書

次のとおり事業を実施したいので、唐津市補助金等交付規則及び令和 7 年度コスメティック関連産業振興促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象事業等の名称
- 2 交付を受けようとする補助金等の額とその算出の基礎
- 3 添付書類

(1) 事業計画書

区 分	事業計画書
コスメ原料栽培促進事業分	別紙 1
コスメ原料商品化促進事業分	別紙 2
コスメ製造拠点施設等整備促進事業分	別紙 3

(2) その他関係書類

※ この申請書の提出をもって、申請者について、唐津市補助金等交付規則（平成 1 7 年規則第 4 2 号）第 3 条の 2 に規定する排除対象者に該当するか否かに関し、市長が必要と認めるときは佐賀県唐津警察署に照会することを承諾します。

別紙 1

事業計画書（コスメ原料栽培促進事業分）

1 事業内容

栽 培 場 所	
栽 培 面 積	
農産物等の名称	
事 業 期 間	

2 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額（税抜）	備 考
市補助金		
自己資金		
計		

3 支出 (単位：円)

区 分	予 算 額（税抜）	備 考
計		

※ 事業計画書に添付すべき資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栽培場所の位置図、平面図及び現況写真
- (2) 事業の内容がわかる資料
- (3) 生産者等の場合は、コスメティック関連事業者と締結したコスメティック原料素材に関する栽培契約書等の写し
- (4) コスメティック関連事業者の場合は、法人の登記事項証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

別紙 2

事業計画書（コスメ原料商品化促進事業分）

1 事業内容

原料素材の種類	
商品の概要等	
事業期間	
販売予定日	

2 収入

（単位：円）

区 分	予 算 額（税抜）	備 考
市補助金		
自己資金		
計		

3 支出

（単位：円）

区 分	予 算 額（税抜）	備 考
計		

※ 事業計画書に添付すべき資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容がわかる資料
- (2) 法人の登記事項証明書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

別紙 3

事業計画書（コスメ製造拠点施設等整備促進事業分）

1 事業内容

施 設 の 概 要 等	
事 業 期 間	
操 業 開 始 予 定 日	
雇 用 予 定 者 数 (うち地元雇用者数)	

2 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	備 考
市補助金		
自己資金		
計		

3 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	備 考
計		

※ 事業計画書に添付すべき資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施位置図
- (2) 計画設計書及び設計図
- (3) 事業の内容がわかる資料
- (4) 法人の登記事項証明書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者

コスメティック関連産業振興促進事業補助金計画変更申請書

年 月 日付け唐 第 号で交付決定通知のあった令和7年度コスメティック関連産業振興促進事業補助金について、次のとおり計画を変更したいので、唐津市補助金等交付規則第9条第1項及び令和7年度コスメティック関連産業振興促進事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

- 1 補助対象事業等の名称
- 2 変更後の補助金の交付申請額及びその算出の基礎
- 3 添付書類
 - (1) 変更事業計画書（別紙4）
 - (2) その他関係書類

別紙 4

変更事業計画書

1 変更内容

変更理由及び内容	

2 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税 抜)		比較増減	備 考
	変 更 前	変 更 後		
市補助金				
自己資金				
計				

3 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税 抜)		比較増減	備 考
	変 更 前	変 更 後		
計				

※ 事業計画書に添付すべき資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 変更の内容がわかる資料
- (2) その他市長が必要と認めるもの

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

唐津市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者

コスメティック関連産業振興促進事業補助金実施報告書

令和7年度コスメティック関連産業振興促進事業補助金について、次のとおり事業を実施しましたので、唐津市補助金等交付規則第15条第1項及び令和7年度コスメティック関連産業振興促進事業補助金交付要綱第8条の規定により報告します。

1 補助対象事業等の名称

2 補助金額

3 事業完了年月日

4 添付書類

(1) 事業実績書

区 分	事業実績書
コスメ原料栽培促進事業分	別紙5
コスメ原料商品化促進事業分	別紙6
コスメ製造拠点施設等整備促進事業分	別紙7

(2) 支出金額及び内容等を証明する関係書類（領収書等の写し）

(3) その他関係書類

別紙 5

事業実績書（コスメ原料栽培促進事業分）

1 事業内容

栽 培 場 所	
栽 培 面 積	
農産物等の名称	
事 業 期 間	

2 収入 (単位：円)

区 分	予 算 額（税抜）	決 算 額（税抜）	備 考
市補助金			
自己資金			
計			

3 支出 (単位：円)

区 分	予 算 額（税抜）	決 算 額（税抜）	備 考
計			

※ 事業実績書に添付すべき資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 栽培場所の位置図、平面図及び成果写真
- (2) 事業の内容がわかる資料
- (3) その他市長が必要と認めるもの

別紙6

事業実績書（コスメ原料商品化促進事業分）

1 事業内容

原料素材の種類	
商品の概要等	
事業期間	
販売予定日	

2 収入

（単位：円）

区 分	予 算 額（税抜）	決 算 額（税抜）	備 考
市補助金			
自己資金			
計			

3 支出

（単位：円）

区 分	予 算 額（税抜）	決 算 額（税抜）	備 考
計			

※ 事業実績書に添付すべき資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開発した商品のサンプル
- (2) 商品のカタログ、パンフレット、プレスリリースその他これに類するもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

別紙 7

事業実績書（コスメ製造拠点施設等整備促進事業分）

1 事業内容

施 設 の 概 要 等	
事 業 期 間	
操 業 開 始 予 定 日	
雇 用 予 定 者 数 (うち地元雇用者数)	

2 収入

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	決 算 額 (税抜)	備 考
市補助金			
自己資金			
計			

3 支出

(単位：円)

区 分	予 算 額 (税抜)	決 算 額 (税抜)	備 考
計			

※ 事業実績書に添付すべき資料は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施位置図
- (2) 工事請負契約書（写）
- (3) 竣工検査調書（写）
- (4) 竣工図及び竣工写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの